

令和7年度第1回 名張市上下水道事業運営審議会資料

- ・名張市上下水道事業運営審議会条例 . . . P 1
- ・名張市上下水道事業運営審議会運営規程 . . . P 4
- ・名張市上下水道事業運営審議会傍聴要領 . . . P 7
- ・水道事業の持続可能な経営のあり方 . . . P 8

令和7年7月17日

名張市上下水道事業運営審議会

平成 15 年 3 月 28 日 条例第 5 号
改正
平成 18 年 6 月 27 日 条例第 22 号
平成 19 年 12 月 26 日 条例第 40 号
令和元年 12 月 20 日 条例第 32 号
令和 2 年 3 月 30 日 条例第 11 号

名張市上下水道事業運営審議会条例

(設置)

第 1 条 名張市の水道事業及び下水道事業（名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 42 年条例第 27 号）第 1 条第 2 項に規定する下水道事業をいう。次条第 3 号において同じ。）の円滑な運営を図るため、名張市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 水道料金に関すること。
- (2) 受益者負担金に関すること。
- (3) 下水道事業に係る使用料に関すること。
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市の住民
- (3) 市の職員
- (4) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月27日条例第22号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日条例第40号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月20日条例第32号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「公共下水道事業運営審議会委員」を「上下水道事業運営審議会委員」に改める。

名張市上下水道事業運営審議会 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名張市上下水道事業運営審議会条例（平成15年名張市条例第5号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、名張市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の任期)

第2条 会長の任期は、選任された委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、又は委員を退任したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選任を行うものとする。

(議事の説明者)

第3条 会長は、議事に関係ある行政機関の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができるものとする。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、原則としてこれを公開する。

2 会議の公開の方法は、傍聴によるものとする。

(非公開の決定方法等)

第5条 会長は、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当するときは、会議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合の審議は、必要に応じ、会長の判断により非公開で行うことができる。

(1) 審議内容に、名張市情報公開条例（令和元年名張市条例第23号）第7条第1号から第6号までの規定に該当する情報に関し審議する場合。

(2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、会議の目的が達成できないと認められる場合。

(会議開催の事前公表)

第6条 審議会の会議を開催するときは、会議の開催日1週間前までに、会議の開催について公表するものとする。ただし、緊急に審議会の会議を開催するときは、この限りでない。

(傍聴人の範囲及び定員)

第7条 何人も審議会の会議を傍聴することができるものとし、その定員は6名と

する。

(傍聴の手続等)

第8条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、受付時間内に先着順により受付を行い、整理券を受取るものとする。

2 傍聴しようとする者が、傍聴人の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

3 傍聴人は、受付にて住所及び、氏名を記入し、傍聴の許可を取らなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 傍聴席に着席し、みだりに席を離れないこと。

(2) 会議開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(3) 会議場において、発言等しないこと。

(4) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は貼り紙、旗、プラカード、垂れ幕等を掲げる等示威的行為をしないこと。

(5) 会場において、会長の許可なく、写真、ビデオの撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(6) その他、会議場の秩序を乱し、会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(7) 原則として途中入場は認めない。ただし、各議案審議の終了後における退場は認めるものとする。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、第5条により会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴人が第9条に定める事項のいずれかに違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に傍聴人が従わないときは、退場させることができる。

(会議録の作成)

第11条 審議会の会議については、会議録を作成し、会長が指名した委員2名がこれに署名押印するものとする。

2 会議録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席した者の職氏名
- (5) 議題及び会議の公開又は非公開の別
- (6) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
- (7) 傍聴人の数（会議を公開した場合に限る。）
- (8) 発言の内容
- (9) その他審議会等が必要と認める事項

3 審議会の会議録は、名張市情報公開条例第7条各号に該当する情報を除き、これを公開する。

(雑則)

第12条 この規程に定めがない事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年7月7日から施行する。

名張市上下水道事業運営審議会 傍聴要領

1 傍聴定員等について

- (1) 傍聴者の定員は6人とします。
- (2) 傍聴者には、審議会次第を除く資料の配布は行いません。

2 傍聴する場合の手続き

- (1) 傍聴希望者の受付は、会議開催予定時刻30分前から10分前まで、先着順で行います。
- (2) 会議の傍聴を希望される方は、受付時間内に受付を行い、整理券を受取ってください。
- (3) 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- (4) 傍聴者は、受付にて住所、氏名を記入し、「傍聴要領」を受け取り、許可を受けたうえで係員の指示に従って会議場に入ってください。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴席に着席し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 会議場において、発言等しないこと。
- (4) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は貼り紙、旗、プラカード、垂れ幕等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 会議場において、会長の許可なく、写真、ビデオの撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) その他、会議場の秩序を乱し、会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- (7) 原則として途中入場は認めません。ただし、各議案審議の終了後における退場は認めます。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくこととなります。
- (3) 傍聴者は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場してください。



水道事業の 持続可能な経営のあり方

経営戦略の中間見直し・水需要予測・財政シミュレーション

令和7年度第1回上下水道事業運営審議会

開催日:7月17日14:00~



PRESENTATION
AGENDA



水道事業経営戦略の中間見直し



水需要予測



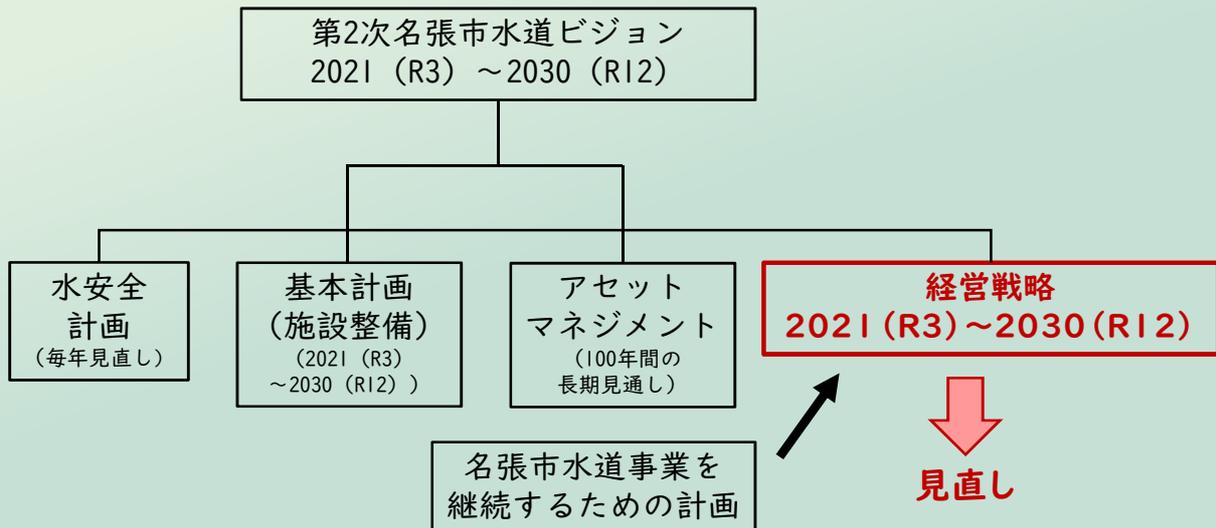
財政シミュレーション



水道事業経営戦略の中間見直し

1. 名張市水道事業経営戦略について

名張市水道事業では、基本理念や実現に向けた施策等を取りまとめた「第2次名張市水道ビジョン」と経営の基本計画となる「名張市水道事業経営戦略」を令和3年3月に策定

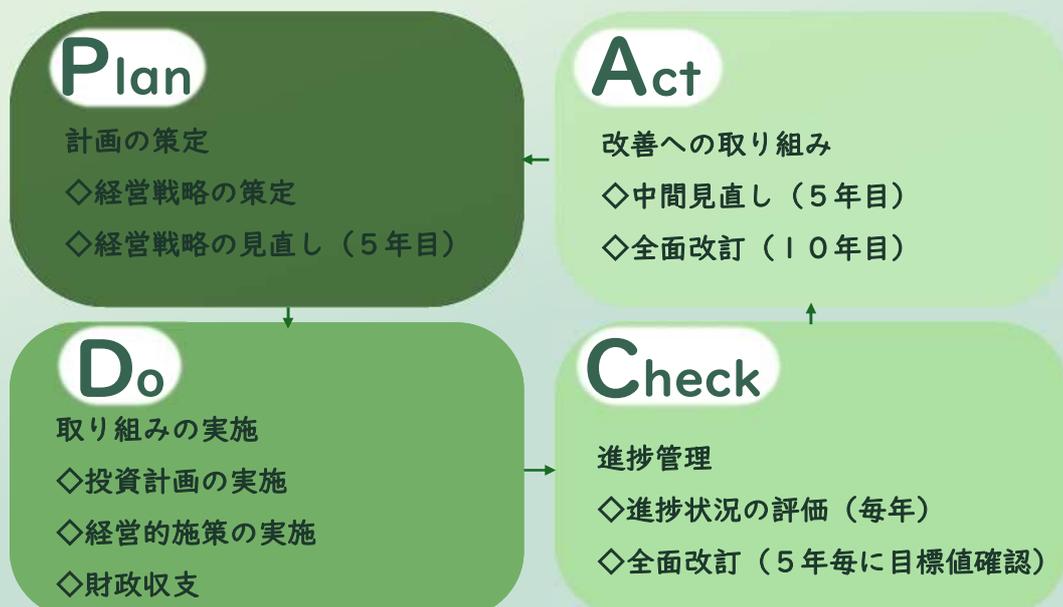


2025/7/17

水道事業経営戦略の中間見直し

1. 名張市水道事業経営戦略について

経営戦略は、PDCAサイクルを用いて5年毎に見直すこととしており、計画期間の5年目となる今年度に見直しを行う

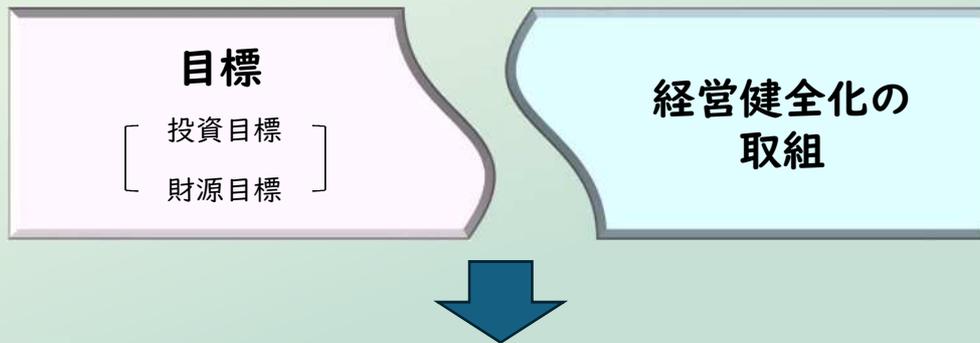


2025/7/17

水道事業経営戦略の中間見直し

2. 中間見直しの実施

経営戦略において「目標」と「経営健全化の取組」を設定



 これらの進捗状況を確認・評価し、
経営戦略の中間見直し を実施する

2025/7/17

水道事業経営戦略の中間見直し

3. 目標の進捗確認

(1) 目標一覧

- 水道施設を健全な状態で維持するための投資目標
- 持続可能な水道事業を維持するための財源目標

投資目標

- 法定耐用年数超過設備率を
2030（令和12）年度に54%以下
- 管路の更新率1%以上を継続

財源目標

- 経常収支比率：
100%以上
- 料金回収率：
100%以上
- 補填財源残高の確保：
毎年度10～15億円程度を確保

2025/7/17

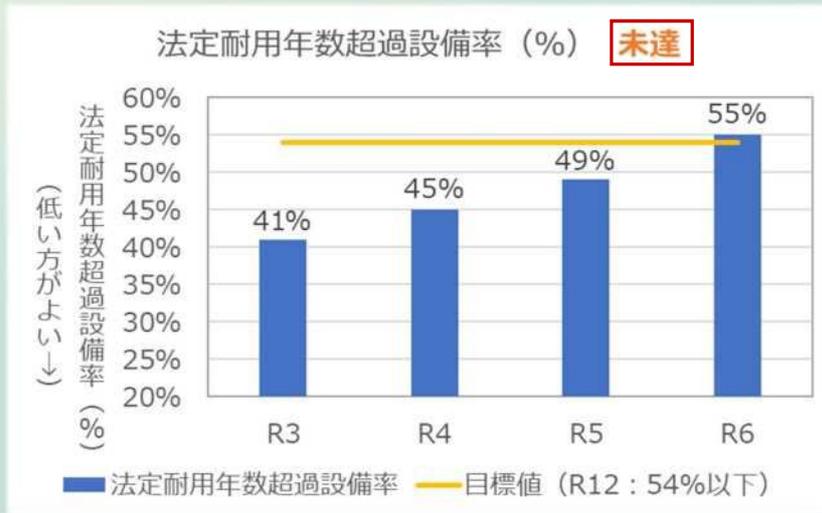
水道事業経営戦略の中間見直し

3. 目標の進捗確認

(2) 投資目標

法定耐用年数超過設備率 管路の更新率

数値目標	進捗状況			
	R3	R4	R5	R6
法定耐用年数超過設備率を2030年度に54%以下	41%	45%	49%	55%



2025/7/17

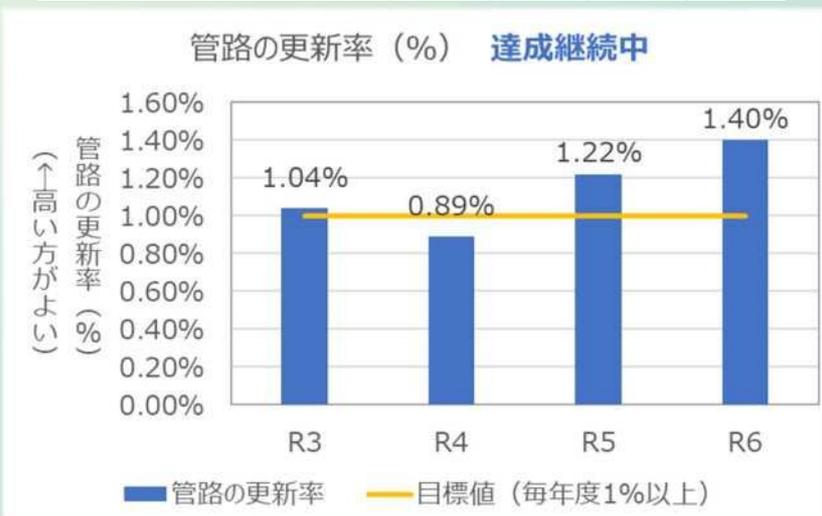
水道事業経営戦略の中間見直し

3. 目標の進捗確認

(2) 投資目標

法定耐用年数超過設備率 管路の更新率

数値目標	進捗状況			
	R3	R4	R5	R6
管路の更新率1%以上を継続	1.04%	0.89%	1.22%	1.40%



2025/7/17

水道事業経営戦略の中間見直し

3. 目標の進捗確認

(3) 財源目標

経常収支比率 料金回収率 補填財源残高

$$\frac{(\text{営業収益} + \text{営業外収益})}{(\text{営業費用} + \text{営業外費用})} \times 100$$

100%以上が望ましい

数値目標	進捗状況			
	R3	R4	R5	R6
経常収支比率100%以上	96.43%	92.03%	92.18%	91.11%



2025/7/17

水道事業経営戦略の中間見直し

3. 目標の進捗確認

(3) 財源目標

経常収支比率 料金回収率 補填財源残高

$$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

100%以上が望ましい

数値目標	進捗状況			
	R3	R4	R5	R6
料金回収率100%以上	88.72%	82.53%	82.74%	82.51%



2025/7/17

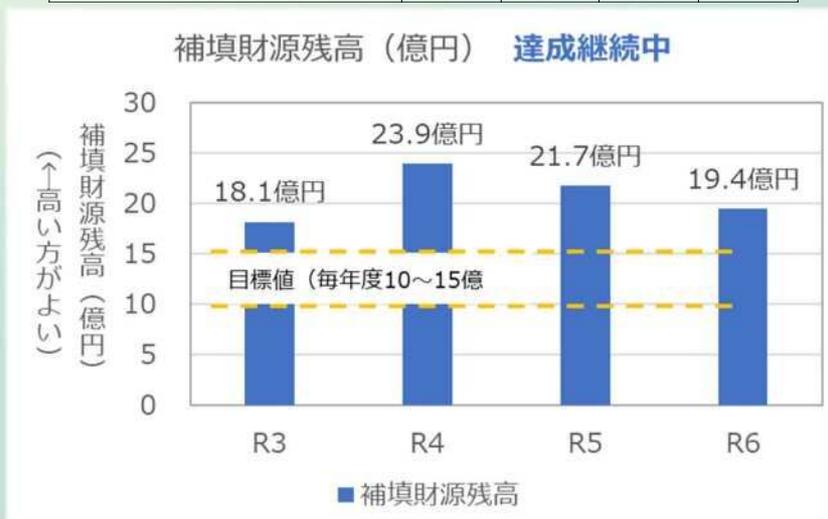
水道事業経営戦略の中間見直し

3. 目標の進捗確認

(3) 財源目標

経常収支比率 料金回収率 補填財源残高

数値目標	進捗状況			
	R3	R4	R5	R6
補填財源残高10～15億円程度を確保	18.1億円	23.9億円	21.7億円	19.4億円



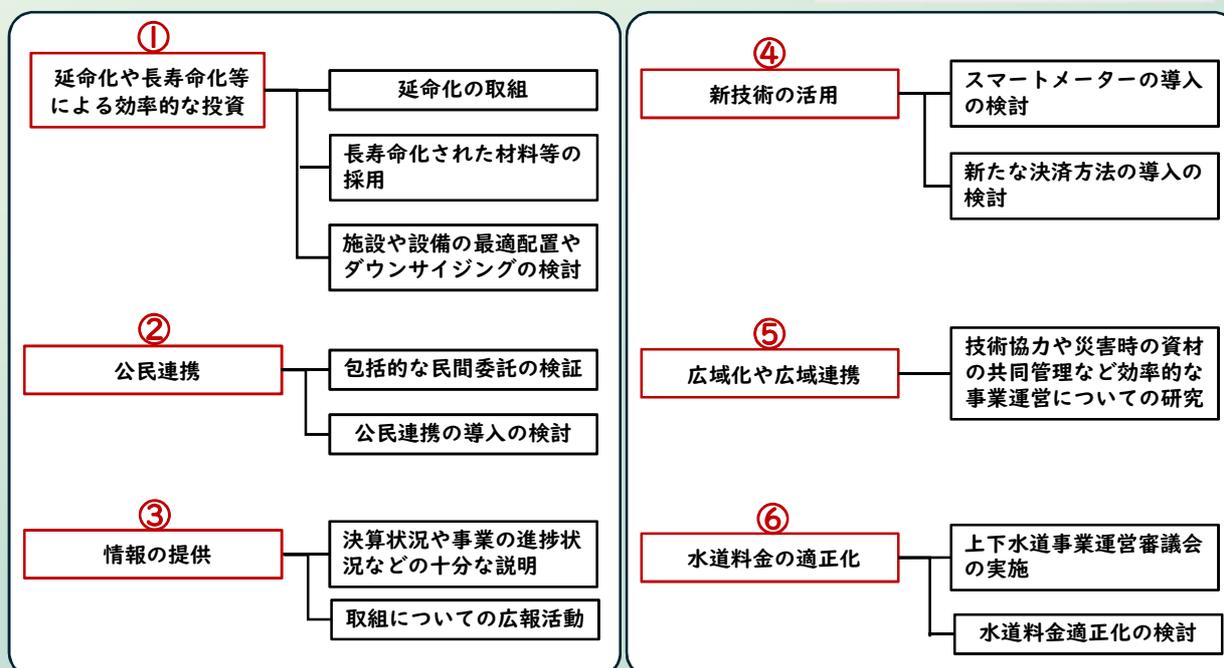
2025/7/17

水道事業経営戦略の中間見直し

4. 経営健全化の取組の進捗確認

(1) 各取組と評価

良好 : 取組が実施され、成果があった
 問題なし : 検討の結果、取組が実施された
 要検討 : 引き続き検討が必要

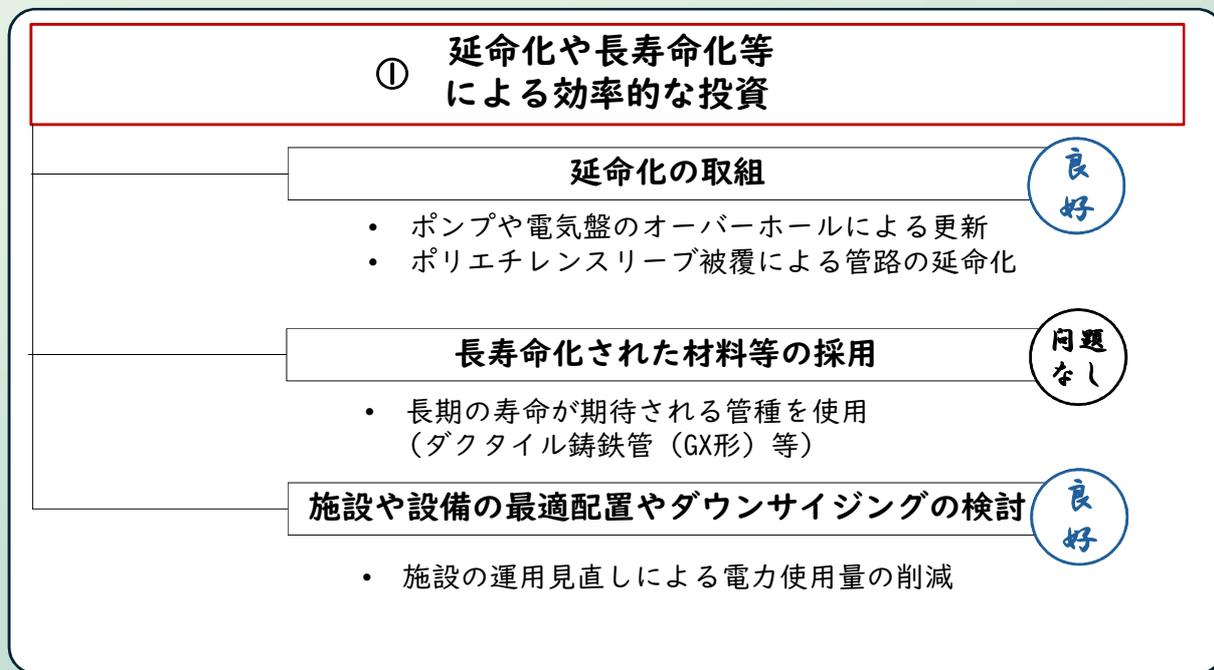


水道事業経営戦略の中間見直し

4. 経営健全化の取組の進捗確認

(1) 各取組と評価

良好 : 取組が実施され、成果があった
 問題なし : 検討の結果、取組が実施された
 要検討 : 引き続き検討が必要



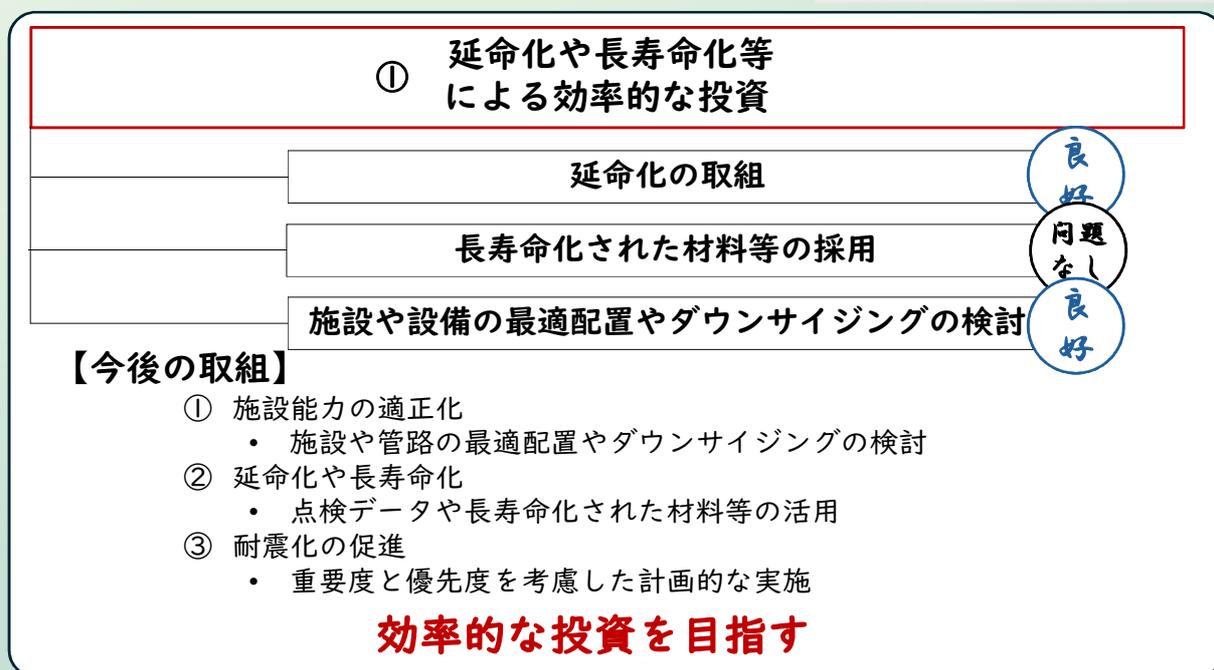
/17

水道事業経営戦略の中間見直し

4. 経営健全化の取組の進捗確認

(1) 各取組と評価

良好 : 取組が実施され、成果があった
 問題なし : 検討の結果、取組が実施された
 要検討 : 引き続き検討が必要



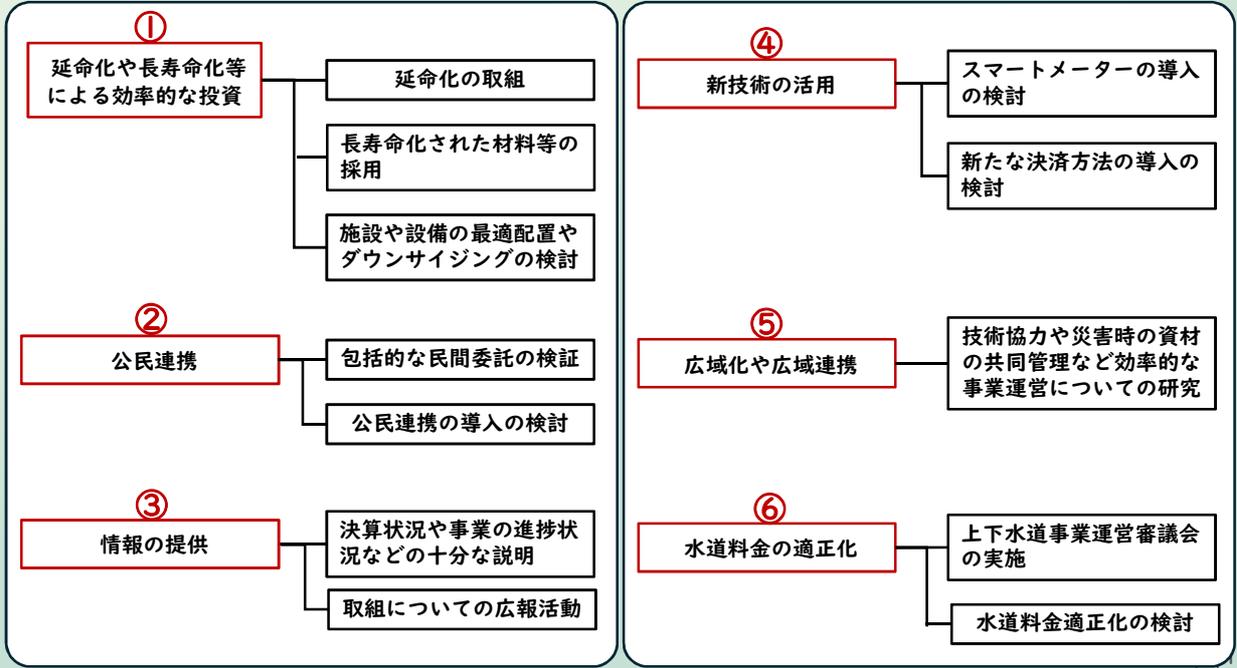
/17

水道事業経営戦略の中間見直し

4. 経営健全化の取組の進捗確認

(1) 各取組と評価

良好 : 取組が実施され、成果があった
問題なし : 検討の結果、取組が実施された
要検討 : 引き続き検討が必要

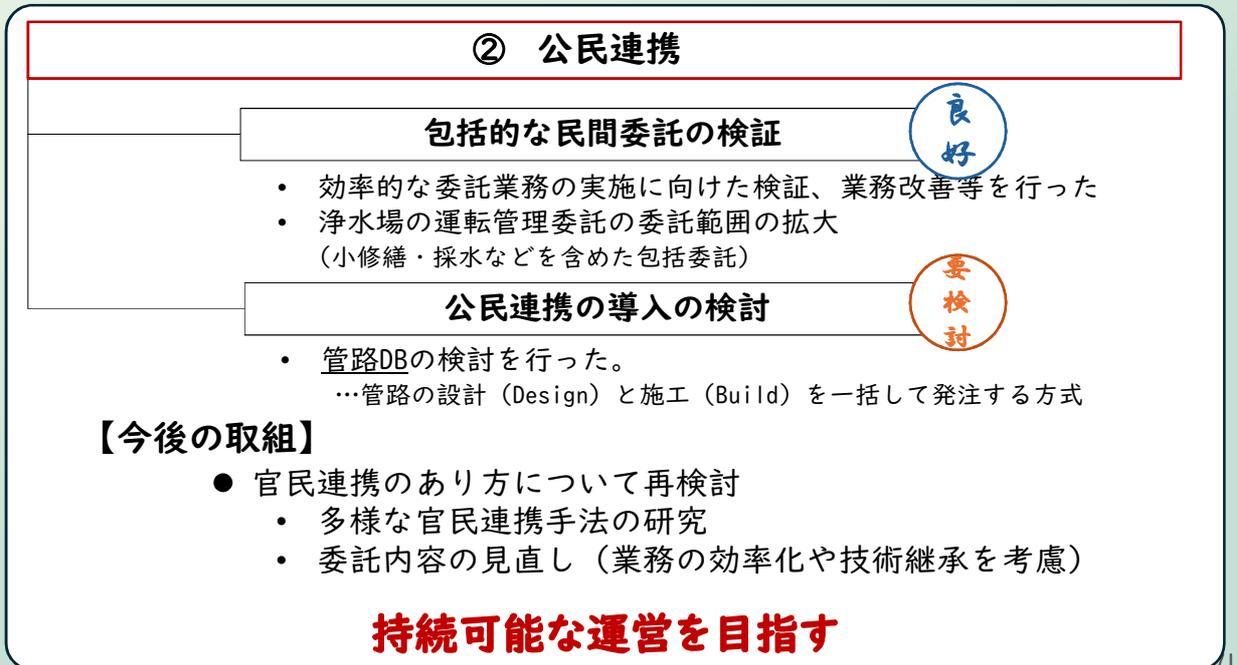


水道事業経営戦略の中間見直し

4. 経営健全化の取組の進捗確認

(1) 各取組と評価

良好 : 取組が実施され、成果があった
問題なし : 検討の結果、取組が実施された
要検討 : 引き続き検討が必要

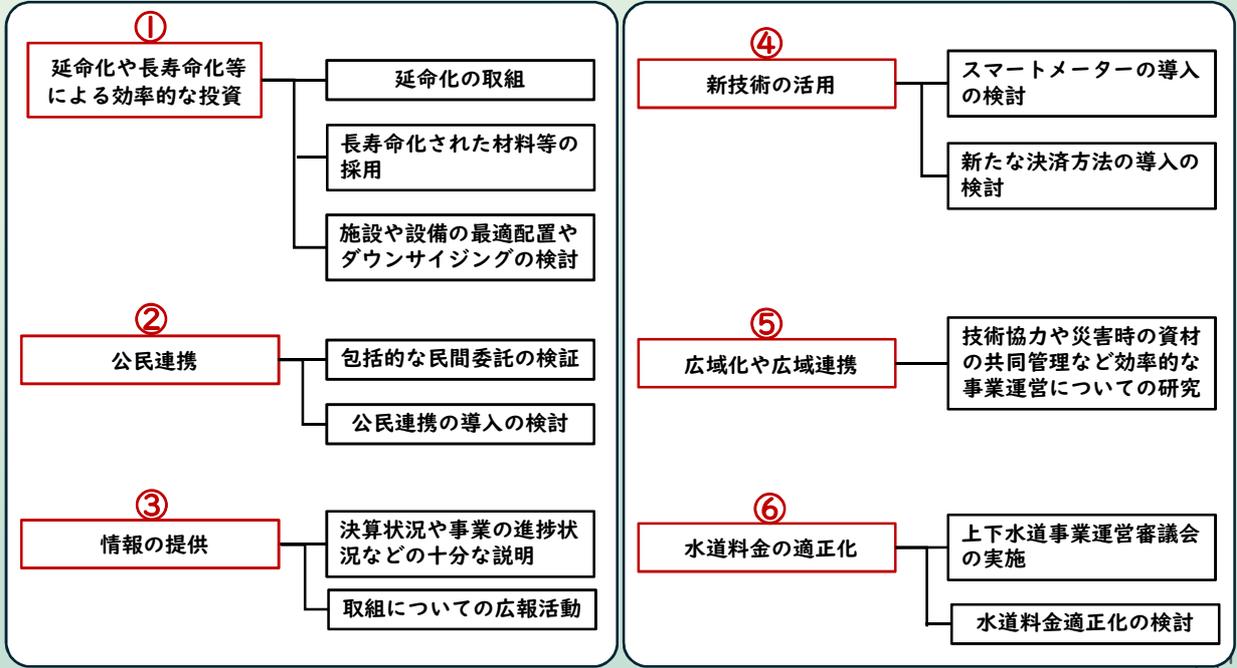


水道事業経営戦略の中間見直し

4. 経営健全化の取組の進捗確認

(1) 各取組と評価

良好 : 取組が実施され、成果があった
 問題なし : 検討の結果、取組が実施された
 要検討 : 引き続き検討が必要

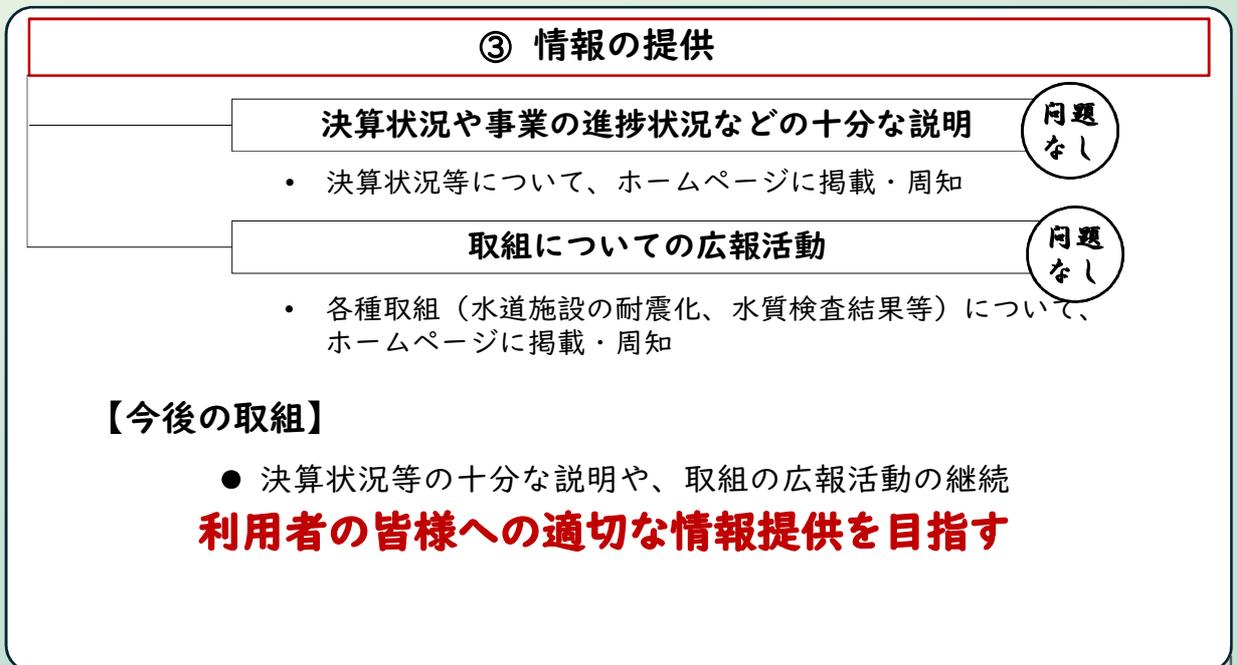


水道事業経営戦略の中間見直し

4. 経営健全化の取組の進捗確認

(1) 各取組と評価

良好 : 取組が実施され、成果があった
 問題なし : 検討の結果、取組が実施された
 要検討 : 引き続き検討が必要

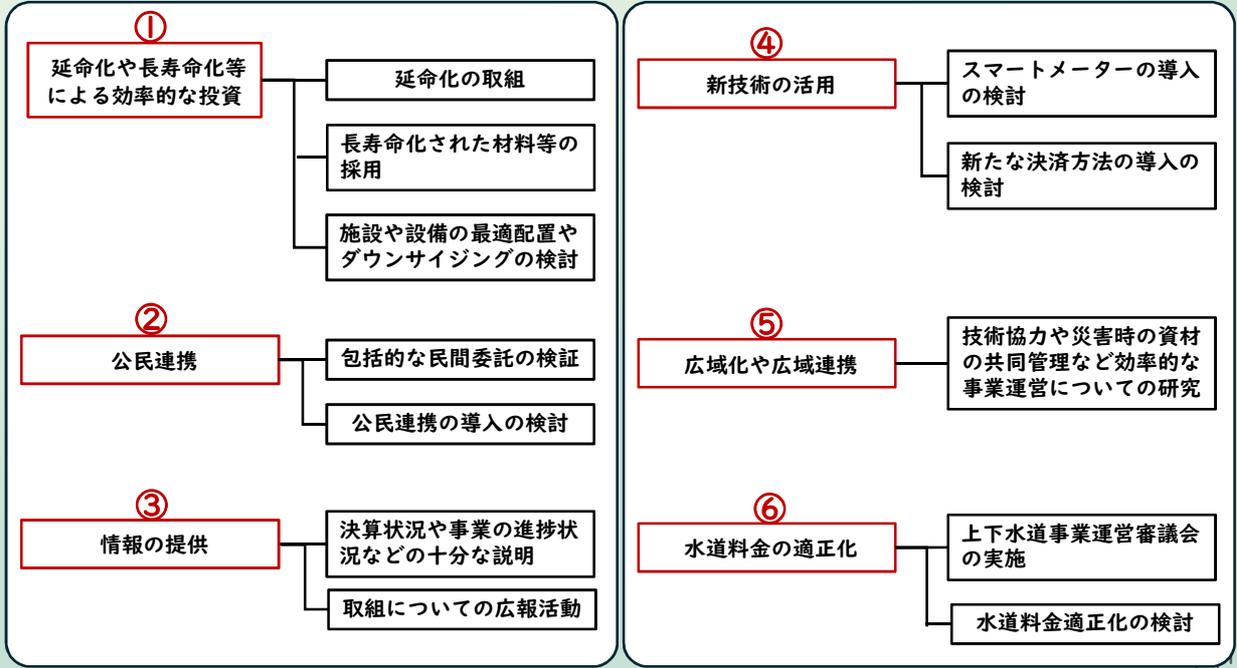


水道事業経営戦略の中間見直し

4. 経営健全化の取組の進捗確認

(1) 各取組と評価

良好 : 取組が実施され、成果があった
 問題なし : 検討の結果、取組が実施された
 要検討 : 引き続き検討が必要

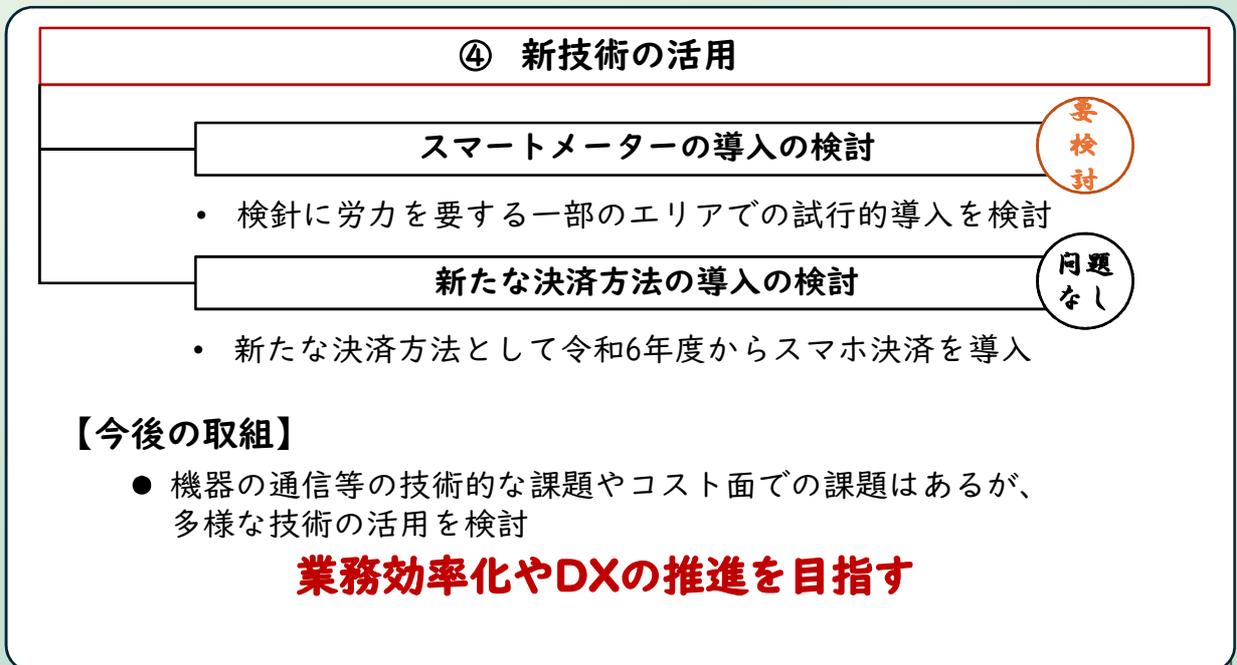


水道事業経営戦略の中間見直し

4. 経営健全化の取組の進捗確認

(1) 各取組と評価

良好 : 取組が実施され、成果があった
 問題なし : 検討の結果、取組が実施された
 要検討 : 引き続き検討が必要

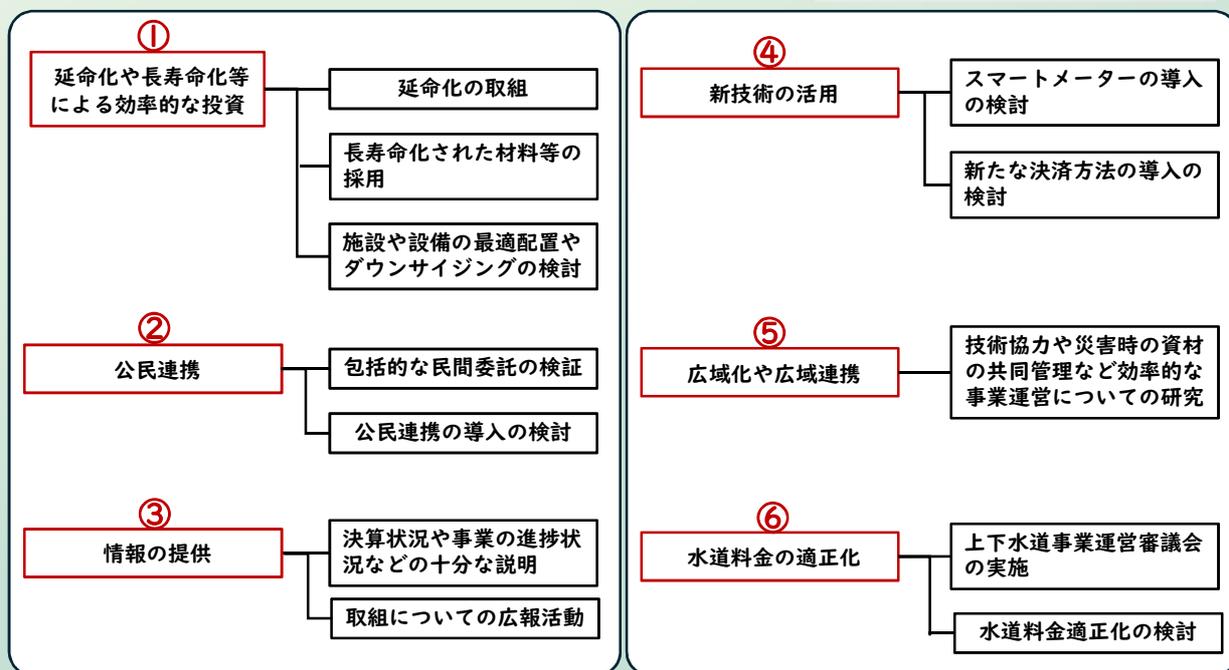


水道事業経営戦略の中間見直し

4. 経営健全化の取組の進捗確認

(1) 各取組と評価

良好 : 取組が実施され、成果があった
 問題なし : 検討の結果、取組が実施された
 要検討 : 引き続き検討が必要



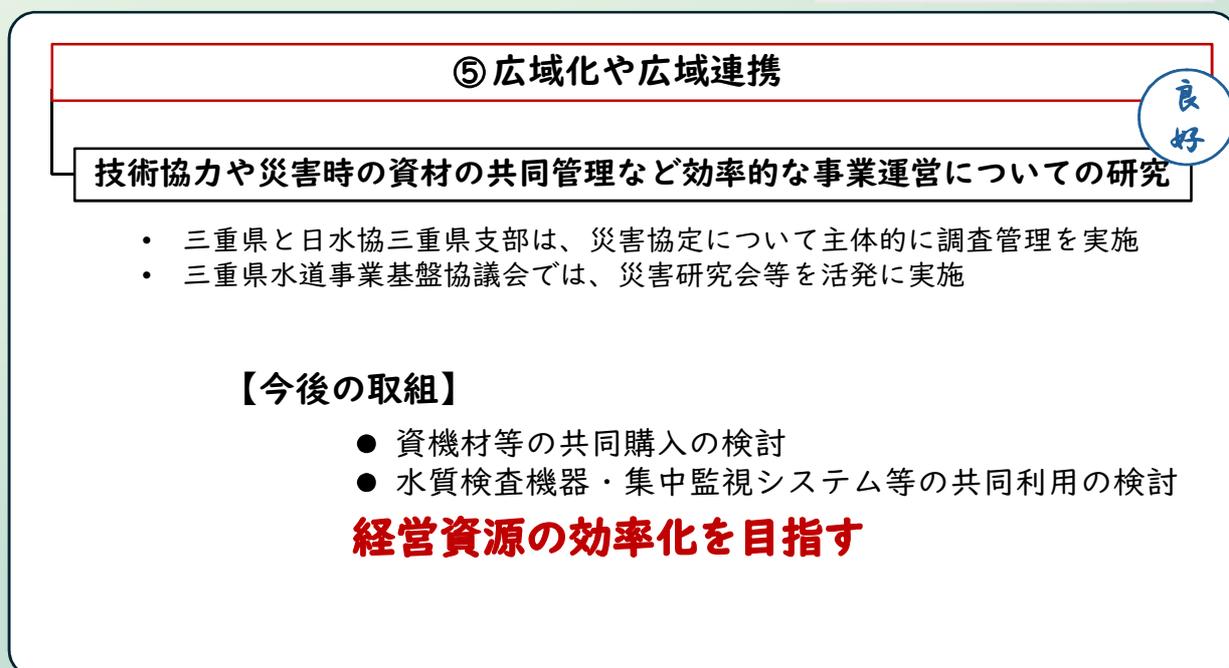
7

水道事業経営戦略の中間見直し

4. 経営健全化の取組の進捗確認

(1) 各取組と評価

良好 : 取組が実施され、成果があった
 問題なし : 検討の結果、取組が実施された
 要検討 : 引き続き検討が必要



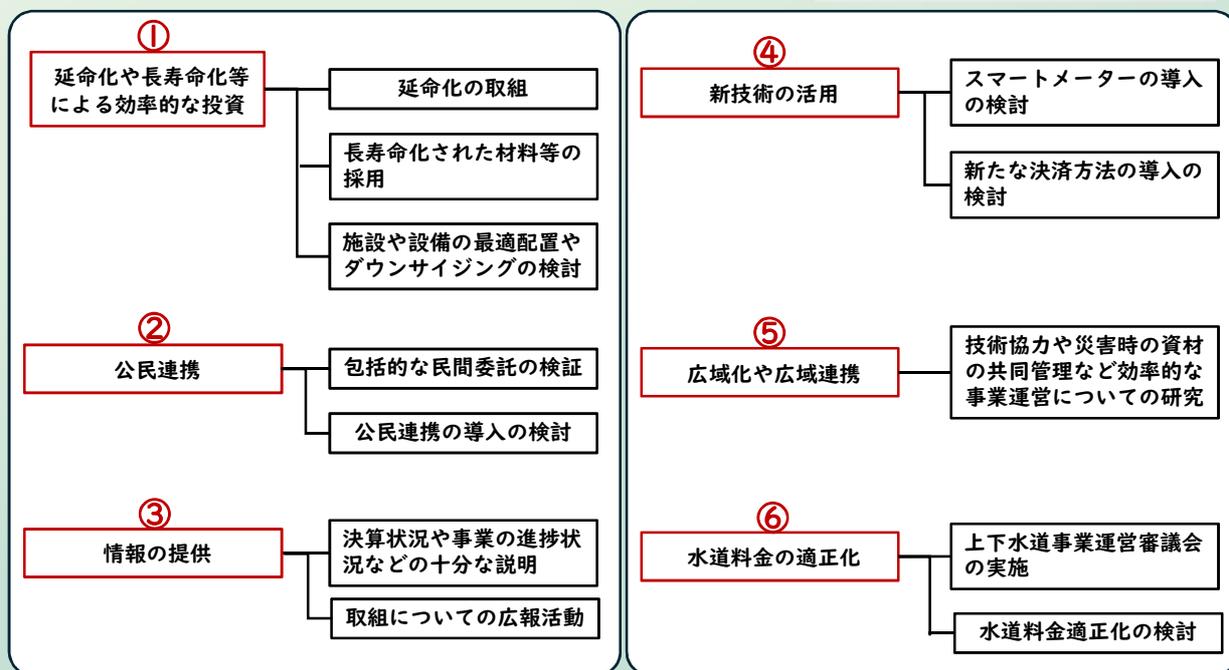
7

水道事業経営戦略の中間見直し

4. 経営健全化の取組の進捗確認

(1) 各取組と評価

良好 : 取組が実施され、成果があった
 問題なし : 検討の結果、取組が実施された
 要検討 : 引き続き検討が必要



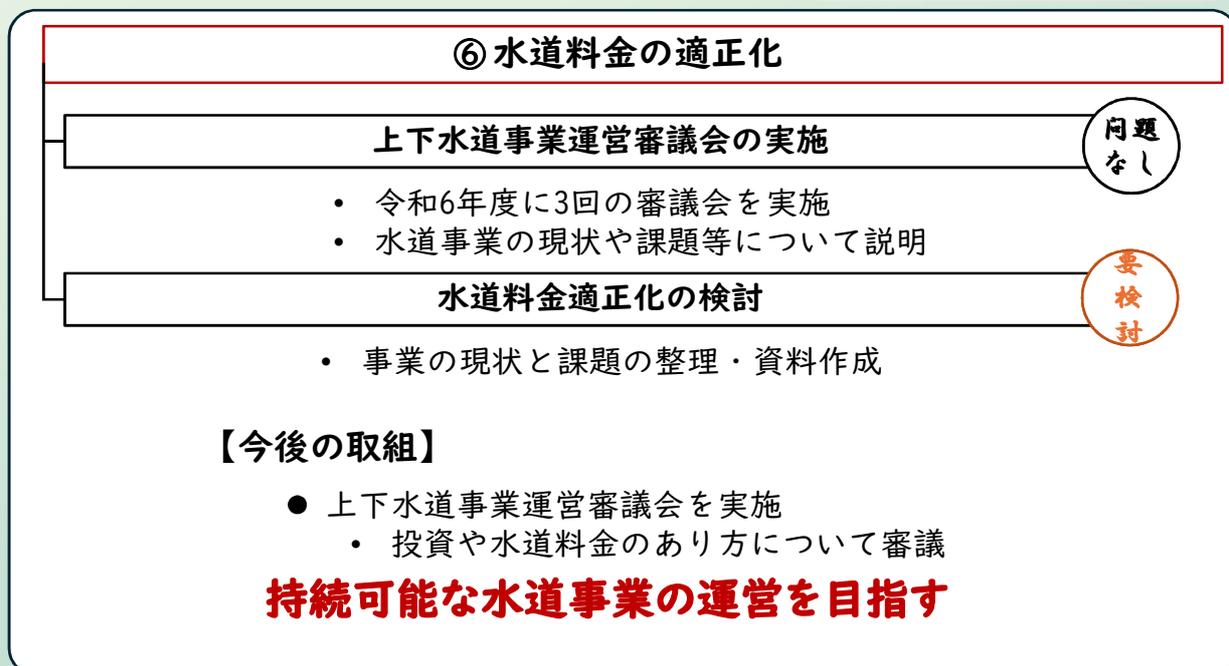
7

水道事業経営戦略の中間見直し

4. 経営健全化の取組の進捗確認

(1) 各取組と評価

良好 : 取組が実施され、成果があった
 問題なし : 検討の結果、取組が実施された
 要検討 : 引き続き検討が必要



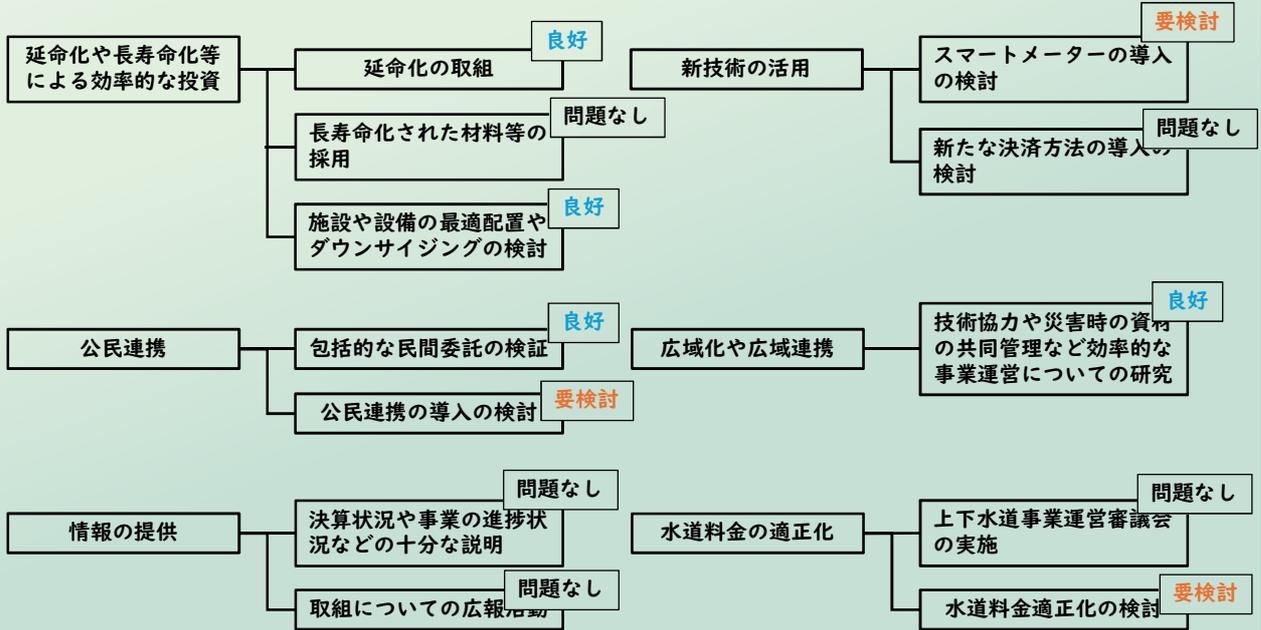
7

水道事業経営戦略の中間見直し

4. 経営健全化の取組の進捗確認

(2) 評価結果一覧

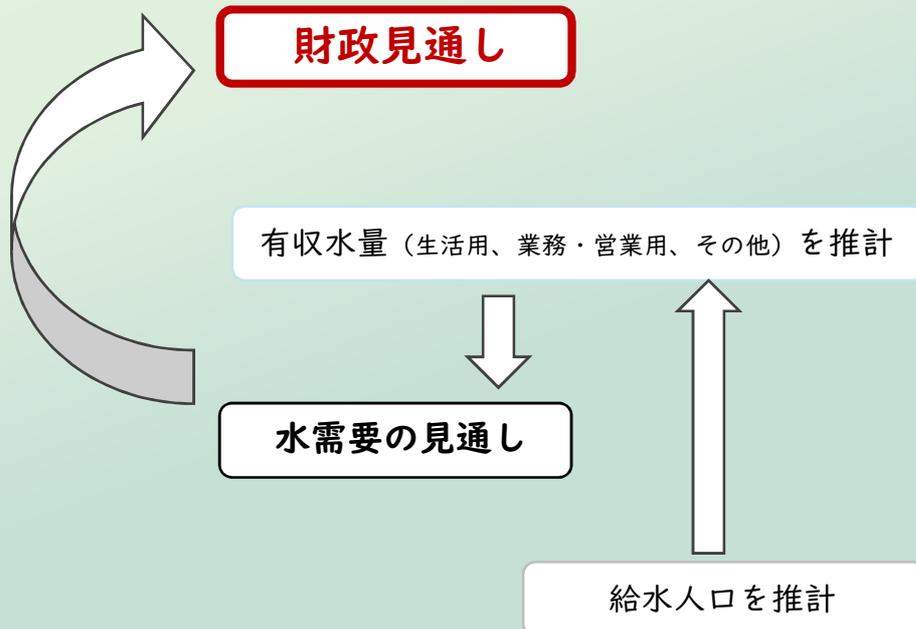
良好 : 取組が実施され、成果があった
問題なし : 検討の結果、取組が実施された
要検討 : 引き続き検討が必要



2025/7/17

水需要予測

1. 水需要予測の実施

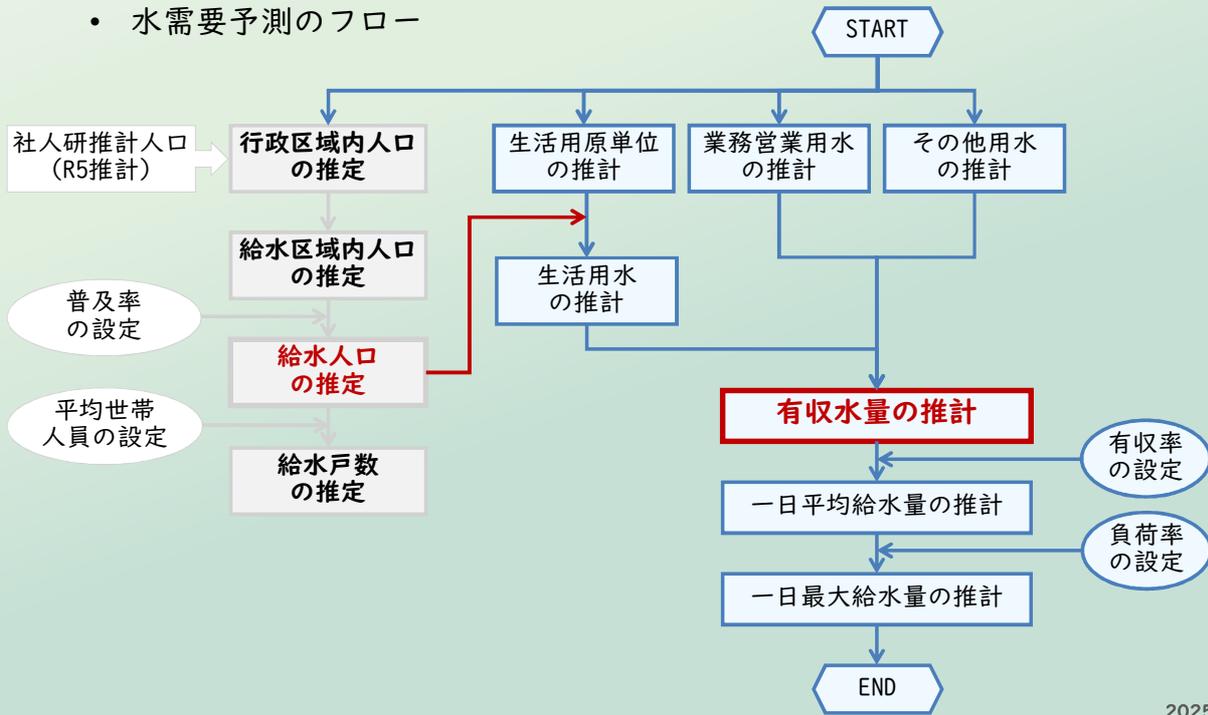


2025/7/17

水需要予測

1. 水需要予測の実施

- 水需要予測のフロー

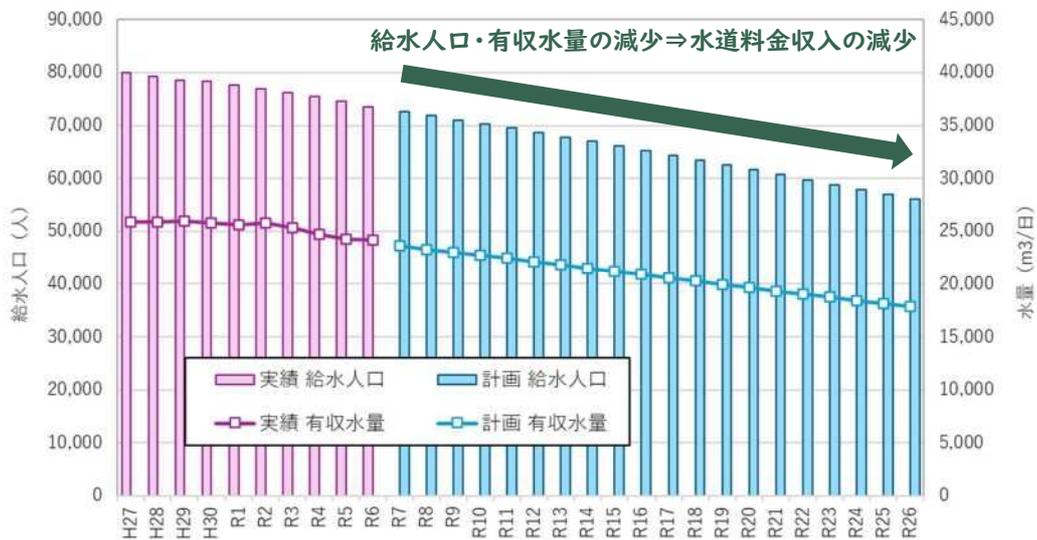


2025/7/17

水需要予測

2. 結果

- 給水人口は、10年間で約6.5万人まで減少する見通し (約11%減)
- 有収水量は、10年間で約2.1万 m³まで減少する見通し (約14%減)



2025/7/17

財政シミュレーション

1. 財政シミュレーションの実施



- ◆ 必要な事業を行いつつ、健全な健全な事業経営を継続するためには、**財源の確保**（料金改定及び企業債の借入）が必要

※ただし、企業債への依存は、
将来世代に過度な負担になる恐れがあり、借入には慎重な検討が必要

- ◆ 2つの料金改定ケースを設定し、財政見通しを試算・比較

2025/7/17

財政シミュレーション

2. 設定条件

(1) 料金改定の条件

	1回目の料金改定	2回目以降の料金改定
ケース1	改定率50%	改定間隔：3～5年に1回 改定率：毎年度の損益が黒字
ケース2	改定率25%	改定間隔：3年に1回 改定率：約15年後に損益が黒字

※改定率は5%刻みで設定

※推計期間は令和8年度～令和27年度の20年間

2025/7/17

財政シミュレーション

2. 設定条件

(1) 料金改定の条件

ケース1

1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
3~5年	3~5年	3~5年	3~5年	3~5年
○ 改定	○ 改定	○ 改定	○ 改定	○ 改定

50%値上げ

3~5年に
1回改定し、
黒字にする

3~5年に
1回改定し、
黒字にする

3~5年に
1回改定し、
黒字にする

3~5年に
1回改定し、
黒字にする

当年度純損益の推移のイメージ



2025/7/17

財政シミュレーション

2. 設定条件

(1) 料金改定の条件

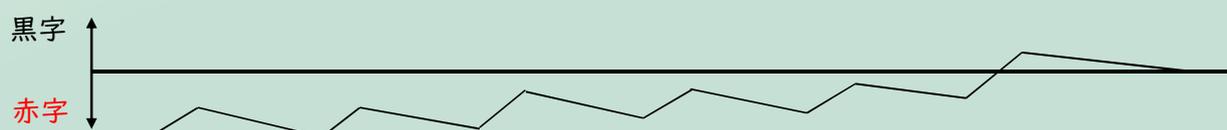
ケース2

1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
3年	3年	3年	3年	3年	3年
○ 改定	○ 改定	○ 改定	○ 改定	○ 改定	○ 改定

25%値上げ

約15年後に
黒字化を目指す

当年度純損益の推移のイメージ



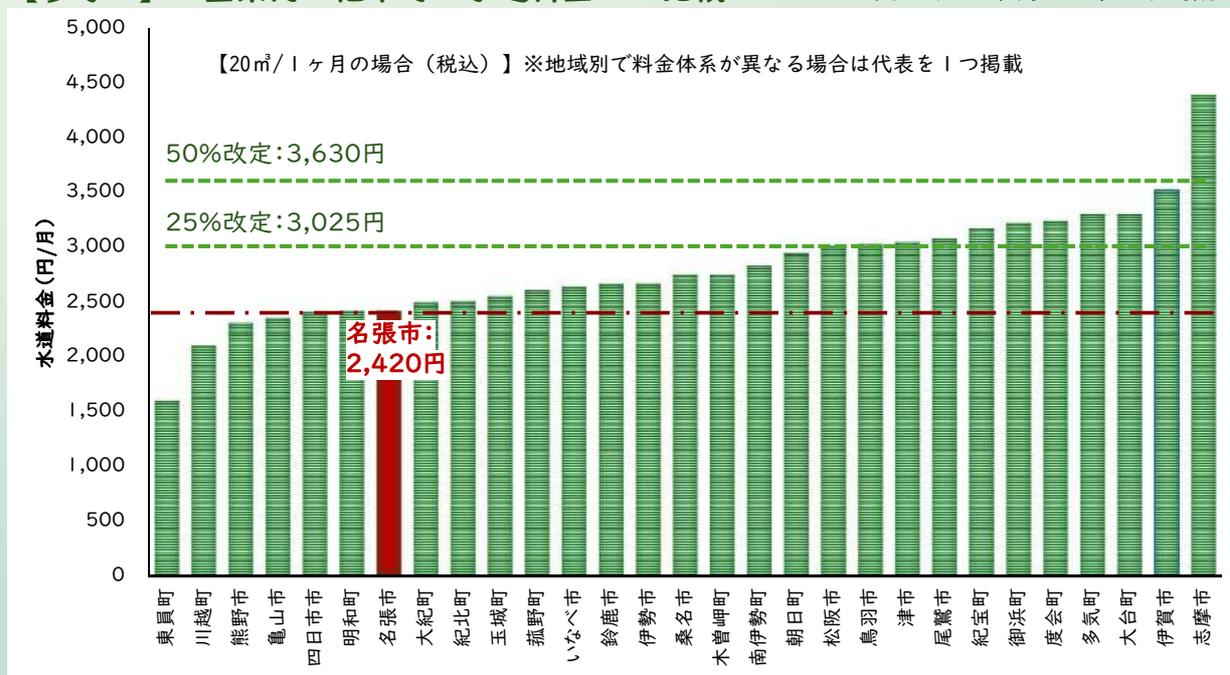
2025/7/17

財政シミュレーション

2. 設定条件

【参考1】三重県内の他市町の水道料金との比較

出典：令和4年度三重県の水道概況

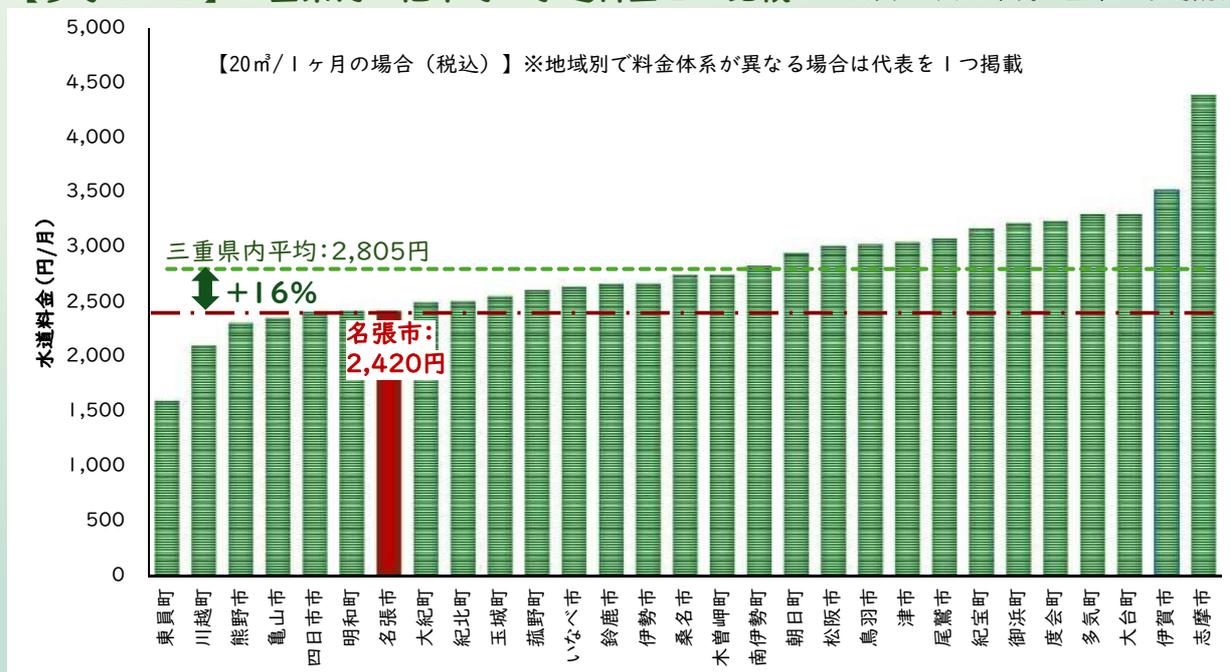


財政シミュレーション

2. 設定条件

【参考1-2】三重県内の他市町の水道料金との比較

出典：令和4年度三重県の水道概況



財政シミュレーション

2. 設定条件

【参考2】近年の水道料金改定事例 (出典:「水道料金表(令和6年4月1日現在)」公益社団法人日本水道協会)

令和5年4月～令和6年4月(1年間)で料金改定があった事業者

90事業者 平均改定率: 12.7%

平均改定率が大きかった3事業者

47.8% 徳島県上板町

34.6% 三重県尾鷲市

33.3% 静岡県西伊豆町

2025/7/17

財政シミュレーション

2. 設定条件

(2) 条件一覧

収益的収入

料金収入	供給単価(令和6年度の供給単価×平均料金改定率)×年間有収水量
長期前受金戻入	長期前受金戻入計算

収益的支出

人件費	令和7年度予算値×賃金上昇率 ※賃金上昇率: 人事院勧告を参考
動力費	動力費単価(令和6年度予算値)×配水量×物価上昇率 ※物価上昇率: 消費者物価指数を参考
支払利息	「予定償還表+新規企業債」に対して算定 ※新規企業債の利率: 2.2% (近年の地方公共団体金融機構の利率から設定)、30年償還
減価償却計算	減価償却計算

2025/7/17

財政シミュレーション

2. 設定条件

(2) 条件一覧

資本的収入

企業債	給水収益の1年分の内部留保資金を確保できるように発行
補助金・交付金	計画値
工事負担金など	計画値

資本的支出

建設改良費	投資計画 ・令和11年度までは年間21億円程度 ・令和12年度以降は年間15億円程度
企業債償還金	「予定償還表+新規企業債」に対して算出

2025/7/17

財政シミュレーション

3. 結果

(1) 結果の概要

	条件		結果	
	1回目の料金改定	2回目以降の料金改定	料金改定	特徴
ケース1	改定率50%	<ul style="list-style-type: none"> 3～5年に1回改定 毎年度の損益の黒字を目指す 	令和9年度：50% 令和12年度：20% 令和15年度：10% 令和18年度：10% 令和21年度：10% 令和24年度：10%	<ul style="list-style-type: none"> 令和11年度を除き黒字 内部留保資金は12～25億円を確保（給水収益の約1年分） 企業債残高は96億円まで増加
ケース2	改定率25%	<ul style="list-style-type: none"> 3年に1回改定 約15年後に損益の黒字を目指す 	令和9年度：25% 令和12年度：20% 令和15年度：20% 令和18年度：20% 令和21年度：20% 令和24年度：20%	<ul style="list-style-type: none"> 令和18年度以降は黒字（令和20年度に一時的に赤字） 令和9年度の料金改定から15年後の令和24年度に黒字化を目標にしていたが、9年後の令和18年度に黒字化が前倒し 内部留保資金は12～29億円を確保（給水収益の約1年分） 企業債残高は120億円まで増加

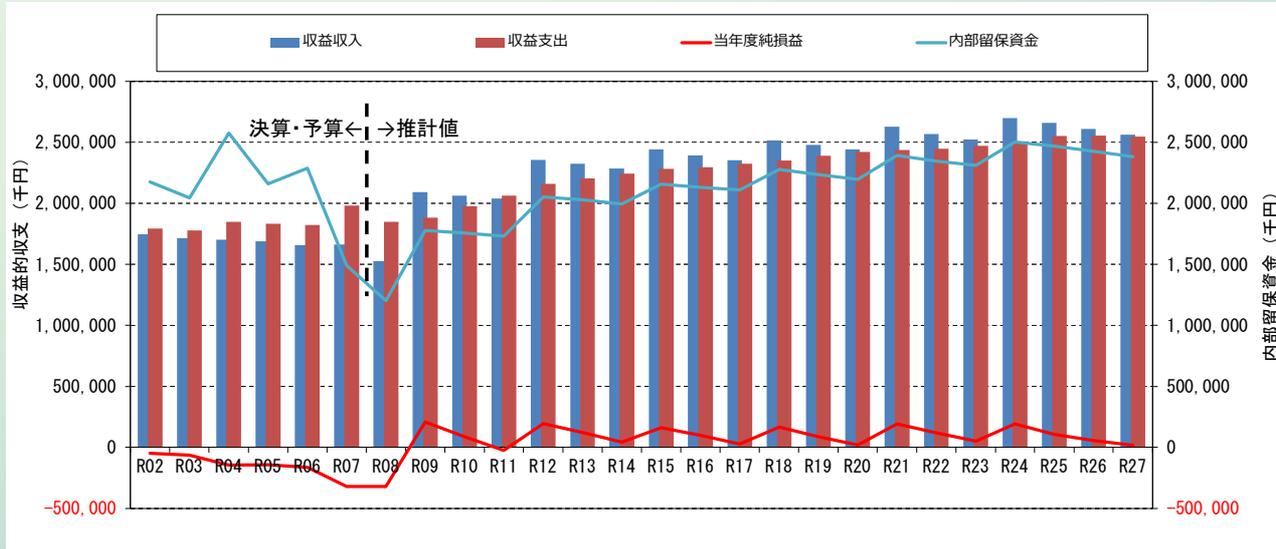
2025/7/17

財政シミュレーション

3. 結果

(2) 結果 (ケースI)

①収益的収支と内部留保資金 (全推計期間)



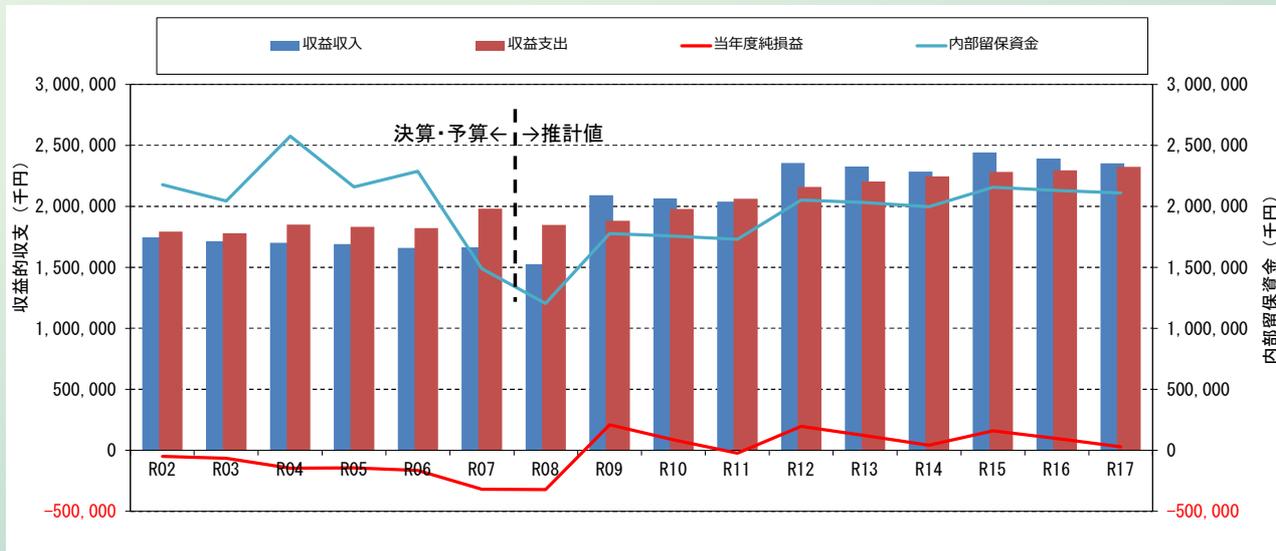
2025/7/17

財政シミュレーション

3. 結果

(2) 結果 (ケースI)

①収益的収支と内部留保資金 (推計期間10年分)



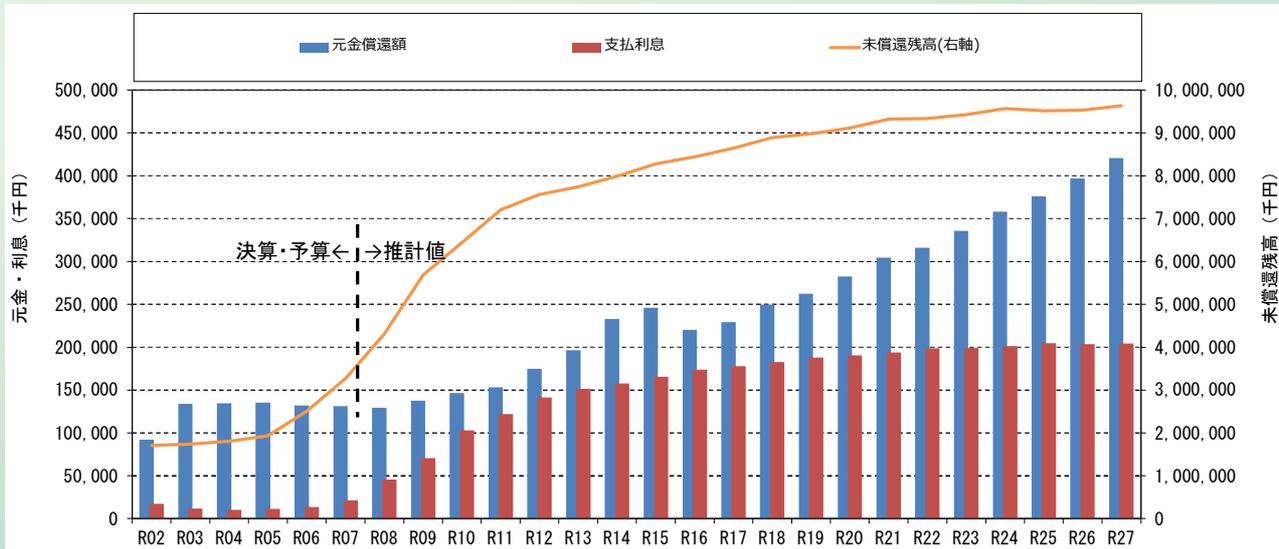
2025/7/17

財政シミュレーション

3. 結果

(2) 結果 (ケース1)

②企業債の償還状況と企業債残高 (全推計期間)



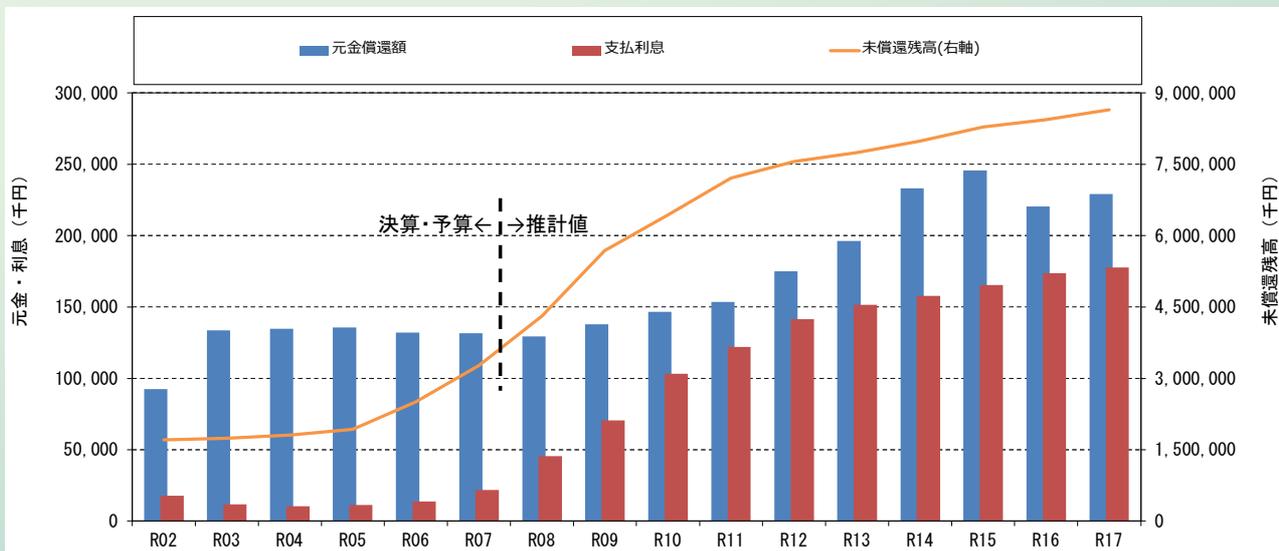
2025/7/17

財政シミュレーション

3. 結果

(2) 結果 (ケース1)

②企業債の償還状況と企業債残高 (推計期間10年分)



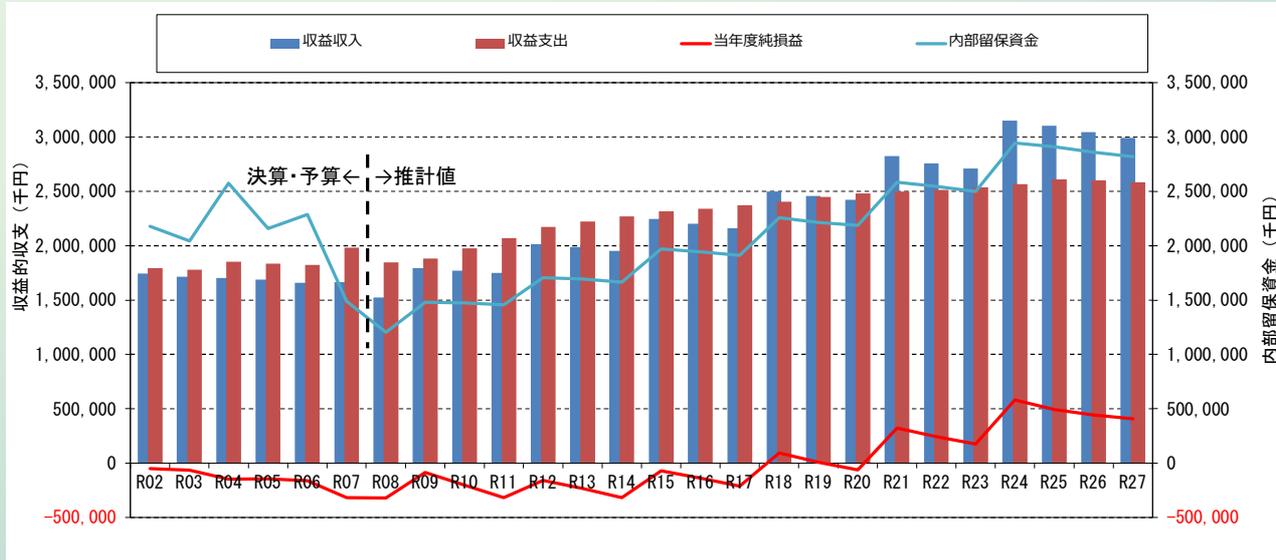
2025/7/17

財政シミュレーション

3. 結果

(3) 結果 (ケース2)

① 収益的収支と内部留保資金 (全推計期間)



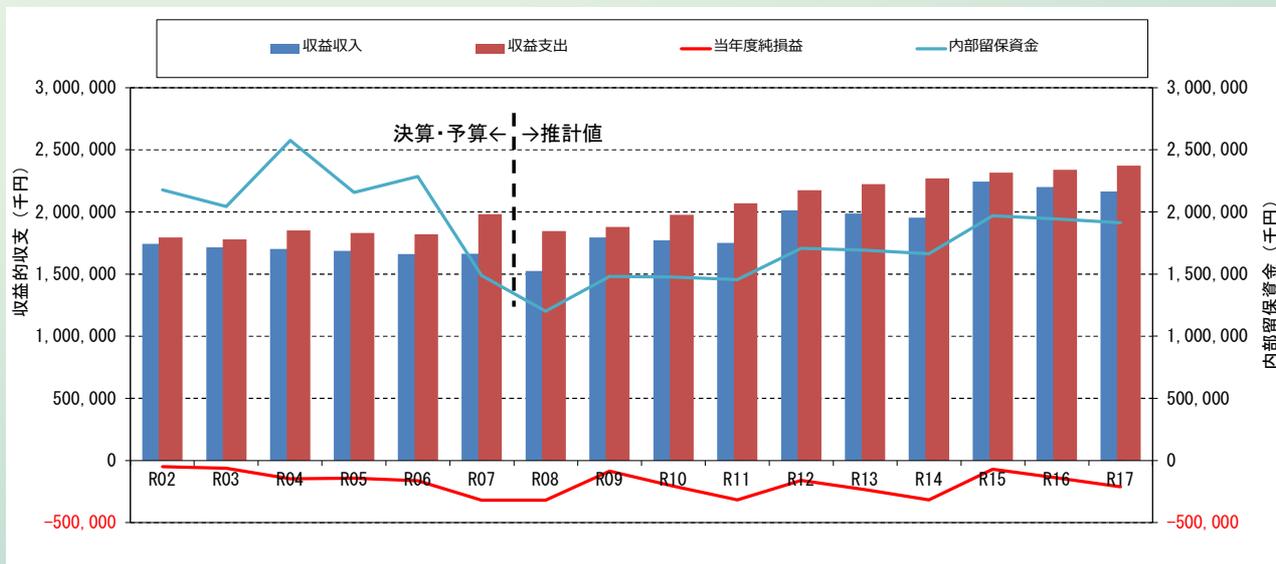
2025/7/17

財政シミュレーション

3. 結果

(3) 結果 (ケース2)

① 収益的収支と内部留保資金 (推計期間10年分)



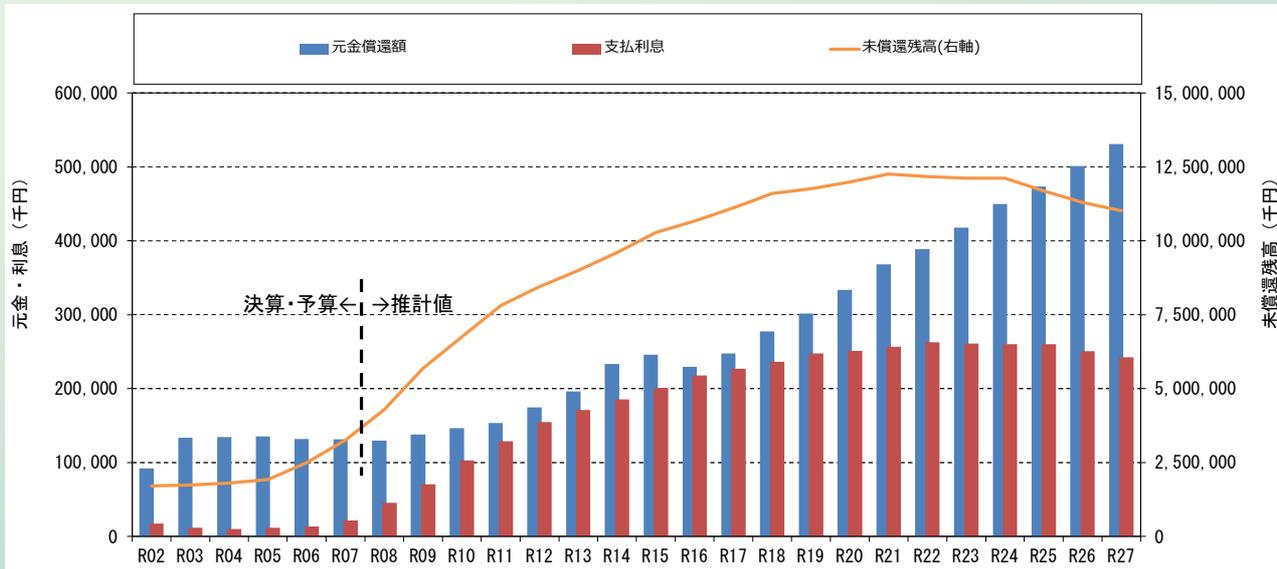
2025/7/17

財政シミュレーション

3. 結果

(3) 結果 (ケース2)

②企業債の償還状況と企業債残高 (全推計期間)



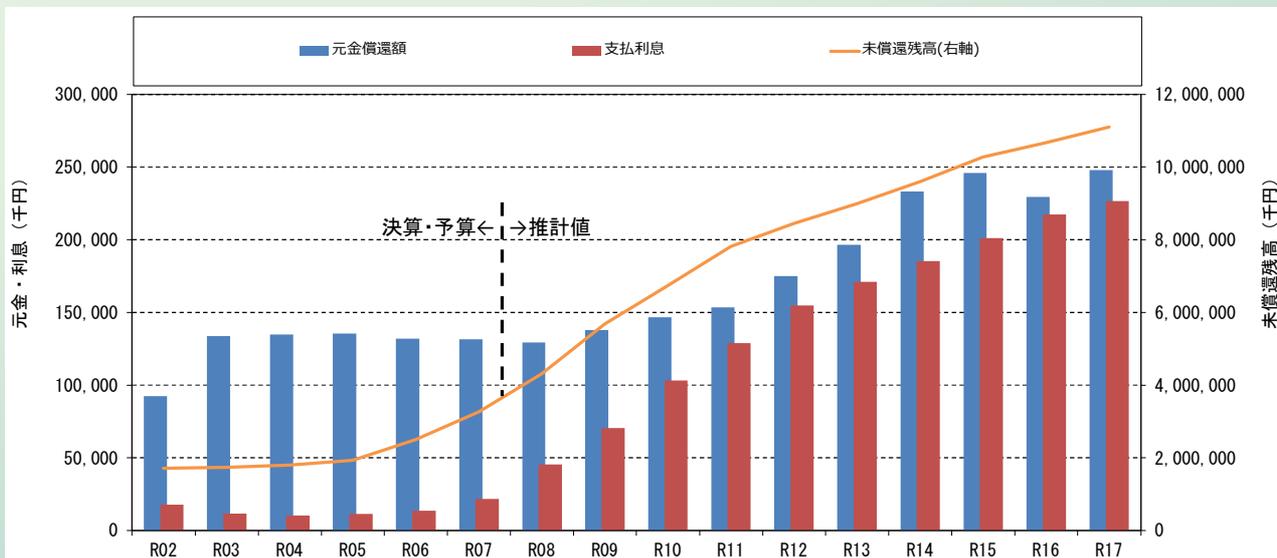
2025/7/17

財政シミュレーション

3. 結果

(3) 結果 (ケース2)

②企業債の償還状況と企業債残高 (推計期間10年分)



2025/7/17